

<報道発表資料>

カテゴリー：お知らせ

令和8年3月26日

国登録有形文化財（建造物）の新規登録について
（川口市・芝崎家住宅主屋など3件）

（同時発表：文部科学記者会）

国の文化審議会（会長：^{しまたに}島谷 ^{ひろゆき}弘幸）は、令和8年3月26日（木曜日）開催の同審議会文化財分科会における審議・議決を経て、川口市に所在する「^{しばさきけじゅうたくおもや}芝崎家住宅主屋」、
「^{しばさきけじゅうたくはな}芝崎家住宅離れ」、^{しばさきけじゅうたくおもてもん}「芝崎家住宅表門」を新たに登録有形文化財に登録するよう、
文部科学大臣に答申しました。

この結果、後日行われる官報告示を経て、県内の登録有形文化財（建造物）は233件になります。

1 ^{しばさきけじゅうたくおもや}芝崎家住宅主屋 1棟

- （1）建設年代：江戸末期／大正後期・令和元年改修
- （2）登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- （3）主な特徴：川口市の市街地中心部に位置する旧家の主屋。敷地中央に南面して建つ二階建寄棟造 ^{よせむねづくりひらいらんかわらぶき}平入棧瓦葺。東を土間、西に部屋を田の字に配し、南・西に ^{えん}縁を廻らす。北西の座敷は床、床脇に天袋と違棚、付書院を備え、^{くみこ}組子の欄間など繊細なつくり。地域景観をつくる上質な主屋。

2 しばさき け じゅうたくはな 芝崎家住宅離れ 1棟

- (1) 建設年代：昭和前期
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：敷地南東に位置する離れ。南面して建つ、寄棟造よせむねづくり 棧瓦葺さんかわらぶきで正面に縁えんを設けて、下屋げやを付す。外壁は漆喰塗仕上、押縁下見板おしぶちしたみいたを高く張る。内部は東に踏込土間の玄関を設け、西に六畳の仏間、八畳の座敷を並べる。全体に簡素な作りながら、敷地南東の景観を形成。

3 しばさき け じゅうたくおもてもん 芝崎家住宅表門 1棟

- (1) 建設年代：江戸末期／昭和17年移築
- (2) 登録基準：一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- (3) 主な特徴：本敷地の南面中央に開く表門。通りから引き込み建つ、切妻造きりづまづくり 棧瓦葺さんかわらぶきの間薬医門で親柱と控柱ぬきで貫を固め、冠木から控柱上の桁へ三筋の梁を架ける。東で棟木を受け、梁先端で軒を支持する。門口に八双金具付の板扉を吊る。櫨の良材を用い、旧家の格式を示す表門。

○ 芝崎家について

芝崎家は、江戸時代に日光御成道・川口宿としよりで年寄職を務めた旧家であり、明治以降も戸長ちやう等の要職を歴任し、地域運営を担った。明治6年（1873）には、自邸内の建物を提供し、第36番川口学校（現・川口市立本町小学校の前身）を開設、翌7年には校舎を新築する等、川口の文化事業や地域発展に大きく貢献している。

○ 問合せ先

川口市教育委員会文化財課文化財保護係 電話048-271-9583（直通）

【参考】＜登録有形文化財（建造物）とは＞

文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財（地方公共団体が指定しているものを除く）のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のために措置が必要なものを登録することができます（文化財保護法第57条）。

建設後50年を経過している建造物で、次のいずれかの基準に当てはまるものが対象となります。

- 一 国土の歴史的景観に寄与しているもの
- 二 造形の規範となっているもの
- 三 再現することが容易でないもの

登録有形文化財制度は、建造物の様々な活用を行いやすいことが特徴です。

【提供用写真】



芝崎家住宅主屋
外観



芝崎家住宅主屋
上座敷



芝崎家住宅離れ
外観



芝崎家住宅離れ
座敷



芝崎家住宅表門
外観



芝崎家住宅表門
軒裏

* 写真データを御希望の場合は、下記担当までお問合せください。

* クレジットは「埼玉県教育委員会提供」でお願いします。

埼玉県教育局教育総務部文化財・博物館課指定文化財担当

電話：048-830-6981 E-mail:a6910-04@pref.saitama.lg.jp